

第1回多治見市地域密着型サービス運営委員会議事録

日 時：平成24年6月20日（水）

14:30～15:10

場 所：多治見市役所 4階会議室

出席： 井澤賢録委員、井澤吉英委員、加藤千加良委員、加納忠行委員、遠山知恵子委員、
中嶋大貴委員、橋本和夫委員、長谷川洋子委員、山田隆司委員
(7名出席)

欠席： 鬼頭智恵子委員

事務局： 渡辺福祉部長

高齢福祉課：柳生課長、水野リーダー、熊田リーダー、谷口、三宅

会長	引き続き、平成24年度第1回多治見市地域密着型サービス運営委員会を開催します。それでは、地域密着型サービス運営委員会の議題に入ります。議題1について事務局より説明願います。
事務局	—資料に基づいて説明— 「多治見市高齢者保健福祉計画2012」で計画している地域密着型サービス事業者の公募に対する選考について、この委員会において実施するという事です。 経緯としては、平成24年4月1日に施行された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」において、公募指定を行う際の基準が加えられたため、多治見市では従来採用していなかった公募指定を採用することになり、「地域密着型サービス運営委員会」の協議事項とするものです。
会長	委員会の役割は、選考に係る審査基準の決定と選考に係る審査となります。 事務局の説明について、ご質問ありませんか。
	—質問なし— 要綱改正のとおり、この委員会において、公募指定の協議を行うこととなりますので、よろしくお願いします。
事務局	続いて、議題2について、事務局より説明願います。 資料7により、公募の日程について説明。 当日資料8により、公募要項について説明。 （補足説明）「多治見市高齢者保健福祉計画2012」の施設整備に対する考え方の説明。 平成25年度において地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 2箇所整備の説明。 この委員会には、介護サービス事業者の方がおみえになりますので、利害関係人となる場合は委員会の招集はしないこととなりますのでご承知おきください。
委員	—了承— 応募資格の事業所を多治見市内で事業を行っているところに限定することについて、ご意見をいただきたいと思います。
事務局	多治見市と他市に事業所があり、登記が多治見市にあれば良いということですか。また、現在、多治見市に事業がなくてもこれから事業を行えば、応募資格があることになるのですか。
会長	今回公募する事業は、「社会福祉法人」しかできない事業です。平成25年度の整備に間に合うように動ける事業所であれば応募資格はあります。できれば、多治見市に想いのある事業所をお願いしたいと思っています。
委員	多治見市に想いのある事業所が応募資格ということでよろしいですか。
事務局	—特に異議なし— 29床とあるが、その意味はどういうことですか。 29床以下が基準となっています。30人以上になると広域特養となってしまいます。

委員
事務局

2事業所が、20床と20床で応募してきた場合、余りの18床について、募集しますか。
計画において、2施設58床で計画しています。1事業所29床で整備していただくのが望ましいです。

委員
事務局

多くの事業所が応募してきたら、2つの事業所にしぼるのですか。
その通りです。

委員
事務局

職員配置上20床が良いこともありますが、29床が望ましいですか。
29床以下であれば、20床でご提案いただいても問題はないです。

委員
事務局
会長

20床で提案すると不利になりますか。

これから作成する基準次第になると思います。

基準については、10月開催予定の委員会において決めますのでよろしくお願いします。

それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局

その他について、2点お願いします。

1点目は、報告とお願いです。

部長が冒頭のあいさつで申し上げた「地域主権一括法」関連で今まで国で決められていた人員、設備及び運営に関する基準について、市の条例を制定することになりました。基本、国の基準に沿ったものを制定しますが、6月22日から1箇月間パブリックコメントを実施いたしますので、ご確認いただきご意見等いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

会長

2点目は、次回の日程調整をお願いします。

次回は、10月17日（水）はいかがでしょうか。

—異議なし—

では、次回10月17日（水）午後1時30分から開催いたしますのでよろしくお願いします。

これをもちまして、第1回地域密着型サービス運営委員会を終了します。